

労働安全衛生法第59条第3項
労働安全衛生規則第36条第1号

機械研削といしの 取替え業務等の特別教育

受講案内

〔実施団体：一般社団法人 川越地区労働基準協会〕

【受講対象者】 機械研削といしの取替え、取替時の試運転の業務に従事する労働者

※機械研削といしの取替え等業務特別教育は、平面研削盤や円筒研削盤など、工作機械を使用する業務に必要です。

【日時】 令和 7年 9月 25日(木) 9:00～17:30 [受付開始8:30～]

【会場】 (一社)川越地区労働基準協会 講習室

川越市新宿町2-6-9 (JR川越駅 西口 徒歩10分)

〔国道16号沿い〕

電話：049-244-9422 F A X：049-242-0613

〔駐車場はありません。電車等をご利用ください。〕

【講習内容：学科講習】

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付け具等に関する知識 | 4時間 |
| ② 機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識 | 2時間 |
| ③ 関係法令に関する知識 | 1時間 |

【受講料】 15,620円〔テキスト代を含む〕〔非会員：18,920円〕

【申込み方法】

- ① 別紙申込書に記入の上、メールまたはF A Xで送付してください。
- ② 「適格請求書」、「受講票」を申込先（会社）宛に送付します。
- ③ 受講料のお支払いにより、お手続き完了となります。
〔振込手数料は、各自でご負担のほどお願いいたします。〕

【募集定員】：締切り→→ 9/5(金)

30名〔定員に達し次第、締切となります。確認の上、お申込みください。〕

【特別教育修了証の交付】

特別教育のうち学科教育の修了を証明する修了証を交付します。

【実技講習のお願い】

この講習は、特別教育のうちの学科教育です。修了者には、各社において知識・技能経験を有する者により、実技教育を行い、当協会が発行した「実技教育記録」に実技教育を修了した旨を記録し保存して下さい。

（既に各社において独自に学科・実技の修了を記録している場合は、不要）。

実技教育の内容⇒「機械研削といしの取付け方法及び試運転の方法 3時間」

E-Mail : kg9422@helen.ocn.ne.jp
FAX : 049-242-0613

受講申込書
機械研削といし取替え等特別教育講習

日時：令和7年9月25日（木） 9:00～17:30

実施団体：一般社団法人川越地区労働基準協会

受講No. _____ 修了証No. _____

受講者	フリガナ	※	男	女
	氏名	※	昭・平	年 月 日生
	職種又は職名	※		
所属事業場	名称	※		
	所在地等	※〒 _____ - _____		
		※電話 _____ - _____		
	業種	※		
	労働者数	※		名
※会員非会員の別（いずれかに○を付してください） (1)川越地区労働基準協会又は所沢地区その他県内地区労働基準協会会員 (2) 非会員				
上記のとおり申し込みます。 ※ 令和 7年 月 日 〔会社責任者 職・氏名〕⇒ _____				

※受講申込書に記載された個人情報は、講習会及び受講者管理にのみ用います。

受講票

機械研削といし取替え等特別教育講習
一社）川越地区労働基準協会 講習室
川越市新宿町 2-6-9 TEL. 049-244-9422

受講No. _____

氏名	※	出席 確認
事業場名	※	
受講日時	9月25日（木） 9:00～	

受付開始 8:30～
受講前説明 8:50～

*講習会場に自動販売機はありません。
お飲み物をご準備ください。

お願い⇒① ※印の箇所は、必ずご記入ください。
② 駐車場は使用できません。（バイク・自転車は駐車可能）